

報告第 1 3 号

地方自治法第 1 8 0 条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 市長の専決事項の指定について第 2 項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	5. 2. 8	円 627, 150	令和 4 年 11 月 21 日、横浜市青葉区で、本市小型ごみ収集車が、通過しようとした際、前方で急停止した被害者(イ)所有の軽自動車(A)に接触し、そのはずみで当該軽自動車(A)が、その前方に停止していた被害者(ア)所有の軽自動車(B)に接触し、軽自動車(A)を運転していた被害者(エ)及び軽自動車(B)を運転していた被害者(ウ)を負傷させ、並びに軽自動車(A)及び軽自動車(B)を破損させたもの
2	環境局	5. 3. 9	円 769, 440	
3	環境局	5. 4. 21	円 404, 014	
4	環境局	5. 5. 17	円 85, 030	
5	環境局	5. 2. 21	円 205, 700	令和 4 年 9 月 10 日、高津区で、本市小型粗大ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の集積所の屋根に接触し、破損させたもの
6	環境局	5. 3. 16	円 40, 425	令和 4 年 11 月 28 日、中原区で、本市小型ごみ収集車が、作業を終え、発進した際、被害者所有の集積所の扉に接触し、破損させたもの

7	環境局	5. 4. 11	円 357,500	令和4年12月3日、幸区で、本市大型コンテナ車が集積所に着けようと後退した際、積載していた被害者所有のコンテナが、コンクリート製の柱に接触し、破損したもの
8	消防局	5. 3. 9	円 138,600	令和4年12月23日、川崎区で、本市消防車が、右折しようとした際、被害者所有の道路標識柱に接触し、破損させたもの
9	建設緑政局	5. 3. 17	円 413,600	令和4年8月27日、高津区で、隣接する下作延中耕地公園の樹木が、当該敷地内まで根を張り、被害者所有の建物の排水管を破損させたもの
10	建設緑政局	5. 3. 17	円 15,993	令和4年10月12日、麻生区で、被害者所有の小型自動車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該小型自動車が破損したもの
11	建設緑政局	5. 3. 22	円 517,000	令和5年1月24日、宮前区で、枯れていた樹木が倒れ、被害者所有のフェンス等を破損させたもの
12	教育委員会	5. 4. 11	円 195,442	令和4年11月8日、中原区で、本市職員運転の自転車が、右折しようとした際、右後方から走行してきた被害者所有の自転車と接触し、被害者を負傷させ、及び当該自転車等を破損させたもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工 事 名	契 約 の 相 手 方	変更事項		専 決 処 分 年 月 日	変 更 理 由
				変更前	変更後		
92	2.6.18	川崎港臨 港道路東 扇島水江 町線ア プローチ 部橋梁（そ のⅡ工 区）ほか 工事	横浜市鶴見区末広町2丁 目1番地 JFEエンジニアリング 株式会社 代表取締役社長 大下 元	契約金額 1,327,494,300 円	契約金額 1,339,724,100 円	5. 2. 24	現場状況を踏まえ、 橋梁の現場 施工段階に おいて数量 に変更が生 じたこと、 及び、川崎 市工事請負 契約約款第 26条第6 項から第8 項の規定に より、契約 金額の変更 を行うもの。

議 案 番 号	議 決 年 月 日	工 事 名	契 約 の 相 手 方	変 更 事 項		専 決 処 分 年 月 日	変 更 理 由
				変 更 前	変 更 後		
176	3.12.15	東 扇 島 コ ン テ ナ 関 連 施 設 整 備 工 事	川崎市中原区上丸子山王 町一丁目1407番地 重田造園・重田・大恵共 同企業体 代表者 重田造園土木株式会社 代表取締役 重田 誠二 構成員 株式会社 重田組 代表取締役 重田 洋一 構成員 大恵建設株式会社 代表取締役 山田 高士	契約金額 894,773,000 円	契約金額 944,319,200 円	5. 3. 3	施工計画 の検討、調 整の結果、 土工等の数 量が増加し たため、契 約金額の変 更を行うも の。

議 案 番 号	議 決 年 月 日	工 事 名	契 約 の 相 手 方	変 更 事 項		専 決 処 分 年 月 日	変 更 理 由
				変 更 前	変 更 後		
131	4.10.14	東 扇 島 堀 込 部 護 岸 築 造 そ の 3 工 事	東京都千代田区神田神保 町1丁目105番地 東洋建設株式会社 代表取締役社長 武澤 恭司	契約金額 657,767,000 円	契約金額 665,289,900 円	5. 3. 22	現地確認の 結果により、 裏込工に使用 する石材の施 工数量が増加 したため、契 約金額の変更 を行うもの。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
98	30.6.21	南武線稲田堤駅自由通路新設及び橋上駅舎整備工事	横浜市西区平沼一丁目40番26号 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員横浜支社長 宮田 久嗣	契約金額 3,465,286,000 円 完成期限 令和6年 3月31日	契約金額 3,558,472,000 円 完成期限 令和6年 12月31日	5.3.28	社会情勢の影響により資材納入時期の遅延などが生じ、工期の延長が必要となり、また、安全対策に追加の費用を要したため、完成期限及び契約金額の変更を行うもの。

3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

訴えの提起

番号	専決処分 年 月 日	請 求 の 要 旨
1	5. 3. 29	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料131,541円、延滞金及び令和4年12月21日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月15,100円の支払を求めるもの
2	5. 5. 16	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料805,819円、延滞金及び令和4年12月10日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月97,200円の支払を求めるもの